



平成 29 年 1 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 杉 村 倉 庫
代 表 者 名 取 締 役 社 長 柴 山 恒 晴
(コード番号:9307 東証第 2 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 経 営 企 画 部 長 佐 伯 祐 三
(TEL 06-6571-1221)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 1 月 27 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一することが示されていることに鑑み、単元株式数の引き下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 4 月 1 日

(ご参考)

上記変更に伴い、平成 29 年 4 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 6 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、<u>1,000 株</u>とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 6 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、<u>100 株</u>とする。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>第 6 条の変更は、平成 29 年 4 月 1 日から</u> <u>その効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は平成 29 年 4 月 1 日をもって</u> <u>これを削除する。</u></p>

(3) 効力発生日

平成 29 年 4 月 1 日

以上